

# 2019年8月2日から2021年7月31日までに開業された方を対象とした「新規開業特例」の計算書です

※上記期間に開業された場合でも、本特例によらず「売上減少割合」、「支給額」を算定いただいても構いません。

## 徳島県飲食関連事業者一時支援金（第2期） 新規開業特例計算書

2019年8月2日から2021年7月31日までに開業された方は、「新規開業特例」として、下記により売上減少要件と支給金額の算定ができます。なお、上記期間に開業された場合でも、本特例によらず「売上減少割合」、「支給額」を算定いただいても構いません。

※本用紙と併せて税務署提出の開業届・売上台帳の写しを提出してください。

### (1) 売上減少割合の算定

「2021年8月または9月の売上」が「開業年以降の任意の年の月平均売上」と比較して30%以上減少していることを申請要件とします。

新規開業者特例による「売上減少割合」

$$= \{1 - (2021年8月または9月の売上 \div 開業年以降の任意の年の月平均売上)\} \times 100$$

### (2) 支給金額の算定

一時支援金の支給金額については、下記計算式で算定した金額となります。

※ただし、通常申請と同様に、法人は40万円以内、個人事業者は20万円以内

新規開業者特例による「支給金額」

$$= (開業年以降の任意の年の月平均売上 - 2021年8月または9月の売上) \times 2$$

### 1. 申請者名（法人/法人名、個人事業者/代表者名）を記載してください。

申請者名 **株式会社とくしまキッチン**

### 2. 開業年月日を西暦で記載してください。

西暦 **2020** 年 **4** 月 **2** 日

### 3. 開業年以降の任意の年の「月ごとの売上」をご記入ください。

選択した任意の年（西暦） **2020** 年

※2021年を選択した場合は、4月以降は記入不要です。

※千円未満は切り捨ててください。※開業前の月は空白としてください。

1月		000円	7月		000円
2月		000円	8月	200	000円
3月		000円	9月	200	000円
4月		000円	10月	100	000円
5月		000円	11月	220	220円
6月		000円	12月	311	000円

① 2019年・2020年・2021年の内、任意の年を記載

※千円未満は切り捨て

**A**  
※2021年を選択した場合は、1月～7月の間のみの売上額を記載

※開業前の月は空白

② 月ごとの売上額(A欄)を合算した年合計売上額を記載

年合計 (①)	<b>1,031,000円</b>
月平均 (②)	<b>206,000円</b>

③ 「①年合計」をA欄に記載した月数で割った額(月平均売上額)を記載

※2021年の場合は3月までの開業月数を「月平均売上額」で割った数字(1,031,000円 ÷ 5ヶ月 = 206,200円) ※千円未満は切り捨て

### 4. 2021年8月、9月の売上についてご記入ください。

2021年8月 (③)	<b>250,000円</b>
2021年9月 (④)	<b>120,000円</b>
③または④のうち低い額 (⑤)	<b>120,000円</b>
売上減少割合	<b>42%</b>

④ 「⑤」「③2021年8月売上額」または「④2021年9月売上額」のうち低い額を「②月平均売上額」で割り算出した数字を「①」から引き、「100」を掛けた数字を記載

・2021年8月または9月のうち低い売上額(120,000円)を「月平均売上額」で割った数字(120,000円 ÷ 206,000円 = 0.58)を「①」から引き(1 - 0.58 = 0.42)「100」を掛けた数字(0.42 × 100 = 42)を記載

### 5. 申請金額：(選択年の月平均売上 - 2021年8月、9月任意の月) × 2

申請金額 **172,000円**

⑤ 「②月平均売上額」から「⑤」「③2021年8月売上額」または「④2021年9月売上額」のうち低い額を引いた額に「2」を掛けた額を記載

・月平均売上額(206,000円)から2021年8月または9月のうち低い売上額(120,000円)を引いた額(206,000円 - 120,000円 = 86,000円)に「2」を掛けた額(86,000円 × 2 = 172,000円)を記載

【申請金額上限】

法人は40万円、

個人事業者は20万円が上限